

# 令和7年度 玉川地区学校適正配置地元代表協議会 —経過についてのご報告—

鴨部小学校と九和小学校は、「第2次今治市学校適正配置基本方針」において統合検討対象校となっており、現在、玉川地区では地元代表協議会を設立しています。

第1回、第2回協議会の経過につきましては、2月号の本書でご報告しております。

引き続き、第3回の経過についてご報告いたします。

開催日	会議名	協議事項	補足
令和8年 2月12日	第3回 地元代表 協議会	<p>(1)前回出た質問や要望への回答について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の学校から各集会所までの距離(実際の通学距離に近い距離)を示す資料</li> <li>・社会体育等で学校体育館を使用する頻度・人数に関する資料</li> </ul> <p>(2)望ましい学校のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議のたたき台として、事務局より、九和小学校または玉川中学校での統合案を提示</li> </ul> <p>(3)意見交換</p> <p>(4)中間まとめ(次年度への引継ぎ)</p>	<p>※保護者の立場…○ 地域の立場…◆ 教育有識者の立場…□ 事務局の回答…▶</p> <p>〈事務局からの統合案について〉 ○統合場所案に鴨部小学校がない。また、本協議会で九和小学校が具体的に統合場所案として挙げたことがあるか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶両校小学校でのアンケート結果を踏まえ、たたき台を作成した旨を回答しました。</li> </ul> <p>○玉川中学校統合案に書いてある小中一貫とは、義務教育学校か、小中一貫校か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶義務教育学校は想定していない旨を回答しました。</li> </ul> <p>〈統合の是非・場所についての議論〉 ○統合場所ありきの議論では不十分であり、場所より先に学校の魅力や特色、教育方針を議論して決めるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○◆学校統合については、地域の将来像を含めて考え、子どもが市街地から玉川に通ってくるような学校の魅力づくりをするべき。</li> <li>○◆学校の特色づくりには、サポートが必要な子どもを受容できるのびのびとした環境維持を含めてほしい。</li> <li>□小中学が同施設に入る場合、チャイムのずれなど、時程の違いによるトラブルが生じる可能性を考慮して決定すべき。</li> </ul> <p>○校舎の新設はできるのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶既存校舎を改修して使うことが基本的考えである旨を回答しました。</li> </ul>
	<b>【中間まとめ】</b>	<p>第3回までは、玉川地区の小学校統合について、委員から闊達な意見が出た。</p> <p>第3回では、両小学校PTAに、統合のメリット・デメリットを含め、統合の条件、指摘点などを持ち帰ってもらい、PTAの意見をまとめていただくこととなった。</p> <p>今後、小学校PTAに向けて行われる説明会やアンケートで出た意見を集約した上で、協議を進めることとしたい。</p>	<p>〈今後に向けての要望〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校での具体的な統合案の提示と、メリット、デメリットを比較できる資料</li> <li>・統合に向けて施設環境整備面での、「実現可能」「不可」の区別がわかる資料</li> <li>・既存校の特色、良さがわかる資料</li> <li>・玉川での学校特色化に関する具体的なアイデア、根拠、資料(どんな学校を目指すかの話し合いをしたい)</li> </ul>

**【次回の協議会について】**

第4回地元代表協議会は、令和8年5月中の開催を予定しています。

詳細な日程は、令和8年4月末以降に、以下の協議会に関するホームページまたは地域教育課へお問い合わせください。※傍聴を希望される方は、当日会議の開始までに受付へおいでください。

**【議事録・協議会資料】**

より詳しい会議の結果報告、議事録、協議会で使われた資料は、今治市ホームページに掲載しています。

今治市HP「学校適正配置  
地元代表協議会(令和7年  
度)」|教育大綱推進課



**【第2次今治市学校  
適正配置基本方針】**

基本方針については、  
こちらから閲覧できます。

今治市HP「今治市の学校適正配置  
基本方針(令和7年度～令和11  
年度)」|教育大綱推進課

